

赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名 赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

2. 目的

本業務は、老人福祉法及び介護保険法等に基づき、国の定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即し、赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度。以下「第10期計画」という。）の策定にあたり、高齢者の状況やニーズを調査するため高齢者を対象としてアンケートを実施するとともに、本計画策定に係る集計、分析、推計及び資料作成等第10期計画の策定支援を目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

3. 一体的に策定する計画（事項）

- ・ 介護保険事業計画（介護保険法第百十七条に基づく計画）
- ・ 老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・ 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

4. 期間 契約締結日から令和9年3月31日まで （令和7年度及び令和8年度の2か年度）

5. 委託料上限額

令和7年度上限額 3,465,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和8年度上限額 3,256,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

本業務委託の年度ごとに業務の完了を確認及び検査を行い、年度ごとに支払う。

6. 業務内容

（1）打合せ及び議事録

- ①受託者は本業務の着手前に、市と協議の上、本業務に係る年間工程表を作成する。
年間工程表はその進捗にあわせて適宜協議を行い、見直しを行う。
- ②受託者と市は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等の定期的な打ち合わせを月1回程度行う。ただし、市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。また、電話や電子メール等による調整事務や打合せは必要の都度行う。受託者は、打ち合わせの内容について議事録要旨を作成し、その都度提出する。

（2）アンケート調査（入力、集計まで令和7年度、結果分析等8年度）

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受託者は、国から示される調査票（必須・基本調査項目＋オプション項目）をベースとして市独自の設問等を加え、調査票のデザイン及びレイアウト設計を行う。

調査の名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	対象者：要介護認定者（要介護1～要介護5）を除く65歳以上の高齢者	対象者：要介護認定者及び要介護者の家族（施設入所者は除く）
日常生活圏域	4地域	
サンプル数	3,500人	1,000人
調査の方法	郵送法	郵送法（接続方式）
調査の時期	令和8年1月予定	令和8年1月予定
回収率	60%想定（2,100人） 参考：第9期68.1%、第8期69.9% （2回とも郵送調査）	60%想定（600人） 参考：第9期52.1%（郵送調査）、第8期78.6%（聞き取り調査）
調査票	A4版、上質紙、両面印刷12ページ程度。 発送用封筒角2、返信用封筒長3（封印用テープ付）	A4版、上質紙、両面印刷8ページ程度。 発送用封筒角2、返信用封筒長3（封印用テープ付）
受託者において行う業務（受託者の費用負担）	① 調査票（案）の作成（内容については協議）。 ② 調査票、発送用封筒、返信用封筒の作成。発送部数とは別に完成品を市へ各5部提出すること。 ③ 返信用封筒は市介護保険課を宛先とする料金受取人払とし、返信に係る郵便料は市が負担する。なお、料金受取人払とするための手続きは受託者が行うこと。 ④ 発送物の封入、封緘、宛名ラベル貼りの作業。なお、対象者の抽出及び宛名ラベルは市が作成し提供する。 ⑤ 市が指定する日に郵便局に持ち込むこと。発送後全てを発送したことが確認できる書類を市に提出すること。 ⑥ 返信された調査票は定期的に市役所内で受け渡しを行う。集計後の調査票は速やかに市へ返却する。 ⑦ アンケートの入力集計（単純集計、地域別集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計、自由記載欄のまとめ）。 ⑧ アンケート結果分析（前回の調査結果との比較分析、地域包括ケア「見える化」システムでの地域間比較分析を含む） ⑨ 調査結果報告書の作成。（速報値報告（単純集計）を令和8年3月までに、最終結果報告は令和8年6月までに提出） ⑩ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、地域包括ケア「見える化」システムに登録するための「データ入力支援エクセル」ファ	

	イルも作成する。（令和８年６月までに提出を予定） ⑪ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、赤磐市における認知症施策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。 ⑫ 在宅介護実態調査は、国が提供する在宅介護実態調査データ入力用ファイルへの入力及び「自動集計分析ソフト」を活用した分析（市役所内での作業）も参考資料として行う。（令和８年６月までに提出を予定）
留意事項	・実施に当たっては、国が公表している各手引きの内容を踏まえること。

（３）各種基礎資料の作成（令和８年度）

高齢者福祉・介護保険をめぐる国の施策動向、市の概要、社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、情報収集を行い市が提供するデータ、資料及びアンケート調査等の分析結果をもとに現状把握、分析、評価、課題・検討事項の整理及び課題解決方策の検討等を行う。

- ①人口（年代別、性別、日常生活圏域別）、介護度別認定者数、認定率、高齢者世帯数、給付実績、地域分析、地域支援事業費、第９期計画の進捗状況等（地域包括ケア「見える化」システムを活用した近隣自治体との比較を含む）
- ②人口は、市から提供する住民基本台帳資料により集計する。
- ③その他第１０期計画の策定に必要な資料を作成する。（ワード、エクセル等）

（４）計画目標量の設定（令和８年度）

- ①人口（年代別、性別、日常生活圏域別）、介護度別認定者数、認定率、高齢者世帯数、介護サービス等の見込量、地域支援事業費の見込量及び保険料等の推計を行う。推計方法等は受託者と協議のうえ決定する。
- ②地域密着型サービスは、日常生活圏域ごとの利用定員総数の設定、サービス見込量の推計を行い、サービス量を確保するための方策を検討する。
- ③地域包括ケア「見える化」システムの入力方法及び見込量の推計等の支援をする。

（５）計画骨子案・素案の作成（令和８年度）

これまでの調査分析結果を踏まえて第１０期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。計画素案の編集やデザイン、レイアウト、イラストや図表・写真などの配置についても受託者が行う。

なお、赤磐市総合計画を始め、岡山県及び市が策定する関連計画との整合性も図るものとする。

受託者において責任をもって誤字、脱字等の校正を行うこと。

（６）パブリックコメントの実施支援（令和８年度）

計画素案についてのパブリックコメントの実施にあたり、実施方法や意見の整理等に関する支援を行う。

（７）計画策定委員会の運営支援（令和８年度）

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（令和８年度に５回開催予

定)に関する審議事項の検討、企画、助言、資料作成、会議への出席、調査結果の説明及び議事録の作成等の支援を行う。

委員会予定 第1回：令和8年6月、第2回：令和8年9月、第3回：令和8年11月、第4回：令和9年1月、第5回：令和9年2月

7. 成果品

- (1) アンケート集計、分析データ【電子媒体】
- (2) アンケート調査結果報告書【紙・電子媒体】
- (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ入力支援エクセル、在宅介護実態調査データ入力用ファイル【エクセル】
- (4) 6(4)に係る人口、高齢者世帯数等の推計データ【電子媒体】
- (5) パブリックコメント用計画書【電子媒体】
- (6) 赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画(A4判、100ページ程度、1色刷、200部、表紙レザック)【冊子、電子媒体】
- (7) 赤磐市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画概要版(A4判・8頁・4色刷・音声コード付き)【データのみ】
- (8) 上記成果品の電子媒体の種類及び提出方法等詳細は、受託者と協議のうえ決定する。
- (9) 成果品の著作権は市に帰属するものとする。
- (10) 成果品は、受託者において責任をもって誤字、脱字等の校正を行うこと。

8. 独自提案

本仕様以外の独自提案がある場合は、企画・提案すること。

9. 個人情報の保護

- (1) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例(平成17年赤磐市条例第9号)を遵守し、適切な管理に努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む。)
- (3) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すこと。なお、業務委託期間中であっても、市は、データ引き渡しを請求できる。

10. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、双方協議し決定する。
- (2) 第10期計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、市と協議の上、本業務内容を変更することができるものとする。
- (3) 本業務は第三者に再委託しないこと。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合

はこの限りではない。

- (4) 本業務の履行に際しては、過去に介護保険事業計画の策定支援業務において経験豊富で、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を主担当者及び副担当者として配置すること。
- (5) 業務の遂行に当たって、常に市と緊密な連携の下、その指示により迅速かつ的確に行うものとする。
- (6) 対面による打ち合わせが困難な場合は、オンライン会議により開催する。
- (7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。